

令和4年第4回

八千代市議会定例会議案

(追加)

八千代市



## 目 次

議案第17号	八千代市個人情報保護法施行条例の制定について	1 頁
議案第18号	八千代市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	7 頁
議案第19号	八千代市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について	1 3 頁
議案第20号	議決事件の一部変更について (八千代市立高津南保育園建設(建築)工事)	3 7 頁



議案第17号

八千代市個人情報保護法施行条例の制定について  
八千代市個人情報保護法施行条例を次のように制定する。

令和4年11月11日提出

八千代市長 服部友則

八千代市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務に関する登録等)

第3条 市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び事業管理者をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を容易に検索し得る状態で個人情報が整理して記録される公文書（八千代市情報公開条例（平成12年八千代市条例第1号）第2条第2号に規定する公文書をいう。）又は磁気テープ等（市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報が記録された磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類する物であって、市の機関が管理しているものをいう。）を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を登録した登録簿を備え置いて、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的

- (4) 個人情報の対象者の範囲
  - (5) 個人情報の記録項目
  - (6) 個人情報の取得理由及び主な取得先
  - (7) 個人情報を当該市の機関以外の者に経常的に提供する場合は、その主な提供先
  - (8) 個人情報に要配慮個人情報が含まれているときは、その旨
  - (9) その他市の機関が定める事項
- 2 市の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について前項の登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
  - 3 市の機関は、登録に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。
  - 4 市の機関は、第1項の登録簿に登録した事項を公表するものとする。
  - 5 前各項の規定は、本市の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務及び専ら一時的又は試験的な電子計算機処理に係る個人情報取扱事務については、適用しない。

(費用負担)

第4条 法第89条第2項の規定により開示請求をする者が納めなければならない手数料は、無料とする。

- 2 法第87条第1項の規定により文書又は図画の写しその他物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(個人情報保護制度運営審議会への諮問)

第7条 市の機関は、開示請求に係る手数料の設定、法第60条第5項に規定する条例要配慮個人情報の設定その他の重要な事項を検討する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、次条に規定する八千代市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

(審議会)

第8条 市長は、前条の規定による諮問に応じ調査審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 審議会は、第1項に規定する審議のため必要があると認めるときは、市の機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

7 審議会は、第1項に規定する調査審議を行うほか、個人情報の適正な取扱いに関する重要な事項について、市の機関に建議することができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が規則等で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(八千代市個人情報保護条例の廃止)

第2条 八千代市個人情報保護条例（平成10年八千代市条例第25号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第12条又は第13条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日以後においても、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行の日前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行の日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行の日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行の日前において指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の管理する市の公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項（第17条第2項、第18条第2項及び第19条第2項の規定により準用される場合を含む。）、第17条第1項、第18条第1項又は第19条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、



削除及び中止については、なお従前の例による。

- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行の日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する旧個人情報記録された旧条例第2条第7号に規定する磁気テープ等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行の日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。
  - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行の日前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) 第1項第2号に掲げる者
- 4 第1項第3号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行の日前において指定管理者の管理する市の公の施設の管理の業務に従事している者が職務上作成し、又は取得した個人の秘密に属する旧個人情報記録された磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類する物であつて、指定管理者が管理しているもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行の日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。
- 5 第3項各号に掲げる者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行の日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行の日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
- 6 第1項第3号に掲げる者が、その管理の業務に関して知り得たこの条例の施行の日前において指定管理者が保有していた旧個人情報をこの条例の施行の日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
- 7 旧条例第33条第1項の規定により置かれた八千代市個人情報保護制度運営審議会は、この条例第8条第1項の規定により置く審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 8 この条例の施行の際現に旧条例第33条第2項の規定により八千代市個人情報保護制度運営審議会の委員に委嘱されている者は、この条例第8条第2項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、同条

第3項の規定にかかわらず，令和5年7月7日までとする。

- 9 この条例の施行の際現に旧条例第7条第2項の規定により登録されている登録簿は，この条例第3条第2項の規定により登録した同条第1項の登録簿とみなす。この場合において，同項第6号中「取得理由」とあるのは「収集理由」と，「取得先」とあるのは「収集先」と読み替えるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第4条 この条例の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

#### 提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い，開示請求に係る費用負担等を定めるため，条例を制定いたしたい。

議案第18号

八千代市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について  
八千代市情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように制定する。

令和4年11月11日提出

八千代市長 服部友則

八千代市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、八千代市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問庁 次に掲げる者をいう。

ア 八千代市情報公開条例（平成12年八千代市条例第1号。以下「条例」という。）第19条の2第1項の規定により八千代市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問をした実施機関（条例第2条第1号の実施機関をいう。以下同じ。）をいう。

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（八千代市個人情報保護法施行条例（令和年八千代市条例第 号）第3条第1項に規定する市の機関をいう。）をいう。

(2) 公文書 条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る公文書（条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）をいう。

(3) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(設置)

第3条 市長は、市における審査請求のうち次に掲げる諮問に応じた事務を行うため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の附属機関として、審査会を置く。

- (1) 条例第19条の2第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の権限)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見

書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

- 5 審査会は、第3条各号に掲げる調査審議を行うほか、情報公開に関する重要な事項について、実施機関に建議することができる。

(意見の陳述)

第6条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第7条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第5条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第6条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項において同じ。)にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をし

ようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第10条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第11条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に次に掲げる審査会にされた諮問であつて、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がなされていないものは、審査会にされた諮問とみなす。

(1) この条例附則第4条の規定による改正前の八千代市情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第22条第1項の規定により市に置かれた八千代市情報公開審査会（以下「旧情報公開審査会」という。）

(2) 八千代市個人情報保護法施行条例附則第2条の規定による廃止前の八千代市個人情報保護条例（平成10年八千代市条例第25号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第27条第1項の規定により市に置かれた八千代市個人情報保護審査会（以下「旧個人情報保護審査会」という。）

2 前項の規定により審査会に諮問されたものとみなされた諮問について、旧情報公開審査会又は旧個人情報保護審査会がした調査審議の手続は、審査会がした調査審議の手続とみなす。

3 この条例の施行の日前に旧情報公開条例第19条の2第1項の規定による諮問がされた場合における旧情報公開条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。この場合において、旧情報公開条例第23条から第30条までの規定中「審査会」とあるのは、「八千代市情報公開・個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の日前に旧個人情報保護条例第26条の2第1項の規定による諮問がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。この場合において、旧個人情報保護条例第27条の2から第27条の9までの規定中「審査会」とあるのは、「八千代市情報公開・個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。

(八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和49年八千代市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第3個人情報保護審査会の項及び情報公開審査会の項を削り、同表に次のように加える。

情報公開・個人情報保護審査会	会長	7,500
	委員	7,000

(八千代市情報公開条例の一部改正)

第4条 八千代市情報公開条例の一部を次のように改正する。

「第3章 審査請求

第1節 諮問等(第19条—第21条)

目次中 第2節 八千代市情報公開審査会(第22条) を

第3節 審査会の審査審議の手續(第23条—第30条)

第4章 補則(第31条—第37条)

「第3章 審査請求(第19条—第21条)

第4章 補則(第22条—第28条) に改める。

第3章第1節の節名を削る。

第19条の2第1項中「八千代市情報公開審査会」を「八千代市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第3章第2節及び第3節を削る。

第31条を第22条とし、第32条から第37条までを9条ずつ繰り上げる。

#### 提案理由

八千代市情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、条例を制定したい。



## 議案第19号

八千代市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定  
について

八千代市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のよう  
に制定する。

令和4年11月11日提出

八千代市長 服部友則

八千代市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例  
(八千代市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 八千代市職員の定年等に関する条例(昭和59年八千代市条例第13  
号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条―第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条―第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

### 附則

#### 第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項,第22条の5第1項,第28条の2,第28条の5,第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7」に改め,同条の次に次の章名を加える。

#### 第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある

」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その」を「当該」に、「よる」を「より生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員又は第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、八千代市一般

職員の給与に関する条例（昭和32年八千代市条例第15号）第21条の2に規定する管理職手当又は八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年八千代市条例第8号）第4条に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢（第9条において「管理監督職勤務上限年齢」という。）は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の

特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互

に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(この条の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

- 第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長した場合において、当該異動期間の末日の

到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

##### (定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

##### (委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

##### (定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
-----------------------

61年
-----

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）

（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(八千代市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 八千代市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和29年八千代市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(八千代市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 八千代市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和29年八千代市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(降給に関する経過措置)

- 2 当分の間、八千代市一般職員の給与に関する条例(昭和32年八千代市条例第15号)附則第21項(八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年八千代市条例第8号)附則第3項において準用する場合を含む。)の規定による措置は、降給とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける職員に対し、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(八千代市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 八千代市一般職員の給与に関する条例(昭和32年八千代市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条の2を次のように改める。

第5条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、八千代市職員の勤務時間に関する条例(平成元年八千代市条例第22号)第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 2 八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年八千代市条例第35号)第4条の規定により採用された職員の給料月額は、前条の規定による給料月額に、八千代市職員の勤務時間に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第12条第2項中「短時間勤務職員」を「法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)」に改め、同項第1号中「その者」を「当該職員」に改める。

第21条の4第2項中「第8条の2」を「第5条第3項から第10項まで、



第8条の2」に、「再任用職員及び八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年八千代市条例第35号）第4条の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第8条の2、第10条、第11条及び第11条の3の規定は、八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。

第22条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

21 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第23項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

22 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 八千代市職員の定年等に関する条例（昭和59年八千代市条例第13号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) 八千代市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において附則第21項の規定が適用されていた職員を除く。）

- 23 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第25項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 24 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第21項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第23項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 26 附則第23項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第21項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 27 附則第23項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する

第20条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第23項、第25項又は第26項の規定による給料の額との合計額」とする。

28 附則第21項から前項までに定めるもののほか、附則第21項の規定による給料月額、附則第23項の規定による給料その他附則第21項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

(八千代市職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第5条 八千代市職員の休日及び休暇に関する条例（昭和34年八千代市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「八千代市職員の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を「八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に改める。

(八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年八千代市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第13条の2第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(給料に関する経過措置)

3 当分の間、八千代市一般職員の給与に関する条例（昭和32年八千代市

条例第15号)附則第21項及び第22項の規定は、職員の給料について準用する。

(八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和49年八千代市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(八千代市職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第8条 八千代市職員の勤務時間に関する条例(平成元年八千代市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(八千代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 八千代市職員の育児休業等に関する条例(平成4年八千代市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 八千代市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第8条の2中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

第9条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

(八千代市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第10条 八千代市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成16年

八千代市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 八千代市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第5条中「附則第21項」を「附則第19項」に改める。

第10条第1号中「(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 八千代市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第14条中「附則第21項」を「附則第19項」に改める。

(八千代市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第11条 八千代市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年八千代市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第12条 八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年八千代市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「同条第2項」を「同条第3項」に改め、「(平成27年八千代市条例第35号)第4条」を削り、「任期付職員条例第4条」を「任期付職員条例」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定を適用する場合において、給与条例第5条の2第2項中「八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27

年八千代市条例第35号)」とあるのは、「任期付職員条例」とする。

(八千代市職員の再任用に関する条例の廃止)

第13条 八千代市職員の再任用に関する条例（平成13年八千代市条例第21号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の八千代市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の八千代市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日

までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項の規定又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項

- 又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。
- )又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがあるもの
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)
- 第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)
- )であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)
- )であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附



則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、市が組織する地方公共団体の組合（次項及び附則第6条において「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間

勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達して

いる者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。

）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第

1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（八千代市一般職員の給与に関する条例に関する経過措置）

第12条 第4条の規定による改正後の八千代市一般職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第21項から第28項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項の規定又は附則第2条第1項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び附則第16条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される八千代市一般職員の給与に関する条例第4条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される八千代市一般職員の給与に関する条例第4条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、八千代市職員の勤務時間に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例

第22条第3項の規定を適用する。

- 5 新給与条例第23条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 6 八千代市一般職員の給与に関する条例第5条第3項から第10項まで、第8条の2、第10条、第11条及び第11条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（八千代市職員の休日及び休暇に関する条例に関する経過措置）

- 第13条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第5条の規定による改正後の八千代市職員の休日及び休暇に関する条例第8条の規定の適用については、同条中「占める職員」とあるのは、「占める職員、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員」とする。

（八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に関する経過措置）

- 第14条 第6条の規定による改正後の八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例附則第3項の規定は、令和3年改正法附則第3条第5項の規定又は附則第2条第1項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 2 八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第8条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（八千代市職員の勤務時間に関する条例に関する経過措置）

- 第15条 暫定再任用短時間勤務職員は、第8条の規定による改正後の八千代市職員の勤務時間に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、

新勤務時間条例の規定を適用する。

(八千代市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に関する経過措置)

第16条 暫定再任用職員に対する第10条の規定による改正後の八千代市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号及び第10条第1号の規定の適用については、第2条第2項第1号及び第10条第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

地方公務員法の一部改正等に伴い、職員の定年年齢を引き上げる等のため、条例の改正等をいたしたい。





議案第20号

議決事件の一部変更について

令和4年3月23日に議決された議案第28号契約の締結について（八千代市立高津南保育園建設（建築）工事）中、次のとおり契約金額を変更する。

令和4年11月11日提出

八千代市長 服部友則

記

契約金額

変更前	281,600,000円
変更後	286,058,300円

提案理由

工事の施工に伴う設計変更及び単品スライド条項に基づき、八千代市立高津南保育園建設（建築）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

